

(別紙)

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件
平成19年 5月16日付け付議第 2号事件
平成19年 7月11日付け付議第 3号事件
平成19年 9月12日付け付議第 4号事件
平成19年11月14日付け付議第22号事件
平成19年12月12日付け付議第23号事件
平成20年 3月12日付け付議第 3号事件
平成20年 5月21日付け付議第 4号事件
平成20年 7月 9日付け付議第 6号事件
平成20年12月10日付け付議第 9号事件

準備書面(14)

平成21年1月13日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

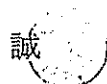
吉 田



総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

杉 浦



電波政策課企画官

野 水



電波環境課電波環境推進官

黒 澤



電波環境課電波監視官

大 泉 雅



総務大臣は、本準備書面において、今後の審理進行についての意見を述べるとともに、申立人らの平成20年11月14日付け準備書面（7）及び平成20年11月25日付け準備書面（8）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第1 今後の審理進行についての意見

総務大臣は、今後論点を整理した上で参考人尋問を実施し、その後、主任審理官において鑑定（検証を含む。）の要否を判断されることに特段の異議はない。

なお、鑑定の際の測定事項及び方法等については、平成20年11月12日付け準備書面（12）の第3（18ページ以下）における主張を維持する。ただし、複数の測定を行う場合には、各測定の条件を統一し、異なる測定の間での結果の比較を有意義に行うことができるようにすべきであることを付言する。

なお、申立人らの「周囲雑音」の定義の主張に基づく測定は、例えば同レベルの電界強度を有する放送波とその他の妨害波とを分離することができない以上、不可能であることを申し添える。

第2 周囲雑音の考え方について

1 申立人らは「周囲雑音」に放送波や通信波が含まれない旨主張している。しかしながら、放送波（放送送信機由来の電波）や通信波（無線機由来の電波）は、それを利用する者にとっては雑音ではないが、それを利用していない者にとっては、その者の機器や装置、システムの性能を劣化させるおそれがある電波である。この観点から、総務大臣は、放送波や通信波も「周囲雑音」に含めている。

2 ところで、この考え方の趣旨は、「周囲雑音」には、放送波・通信波も、インバータ等の電気・電子機器由来の電波も区別せず含まれるということであって、PLC機器が満たすべき許容値を検討するに当たって想定した「周囲雑音レベル」を決定する際に、放送波・通信波を含めた周囲雑音の実測された最高値を採用するというのではない。例えば、乙4号証97ページ図1によって「周囲雑音」と「周囲雑音レベル」の違いを説明するならば、各実測値は放送波・通信波も含めた「周囲雑音」を表しているが、 $28\text{ dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 付近～ $10\text{ dB}\mu\text{V}/\text{m}$ 付近の間に引かれた茶色の太い折れ線で示されているYRPにおける「周囲雑音レベル」は、その決定に当たって参照したYRPにおける実測値（図1中、桃色の線。なお、図1記載のデータのうち、Kitamoto、Hitachi及びYRPの実測値のみを記載したグラフを乙4号証95ページの図5に掲載しており、YRPにおける実測値は赤色の線で示されている。）全体を考慮しながら、実測値の最高値よりも相当に低い水準の値をもって決められている。これは、汎用性のある技術基準を策定するためには、特定の周波数において突出して高い周囲雑音を測定したとしても、それを基準にするのではなく、測定された結果全体を総合的に勘案して周囲雑音レベルを決定することが合理的であるからである。したがって、 $2\text{ MHz}\sim 30\text{ MHz}$ の周波数帯におけるPLC機器の電

源端子電流許容値は、この「周囲雑音レベル」から導かれた「周囲雑音の代表値」（本件については、周波数帯2MHz～15MHzで28dB μ V/m、15MHz～30MHzで18dB μ V/m）を参照して検討されている（総務大臣がこの考え方を採用していることは、乙4号証96ページ「PLC公開実験に基づく許容値の見直し」中「<実測結果に基づく許容値の見直し>」により明らかである。）。

なお、「周囲雑音」の測定点には、2MHz～30MHzの周波数を使用する様々な無線設備からの放送波・通信波や、電気・電子機器由来の電波などが重なって到来し、各電波の強さも時々刻々変化しているところ、放送波・通信波のみを他の周囲雑音から厳密に区別し、それらを排除して測定を行うことはそもそも不可能である。

- 3 したがって、申立人らから提出された平成20年11月14日付け準備書面（7）及び平成20年11月25日付け準備書面（8）における周囲雑音に関する主張は、誤解に基づくものである。

例えば、申立人らの平成20年11月14日付け準備書面（7）第1の2（3ページ以下）において、総務大臣の考え方ではPLCからの漏えい電波の電界強度が「周囲雑音」の最高値まで許容されるかの如く主張されているが、上記2で述べたことから明らかなどおり、総務大臣はそのような考え方を採用していない。

- 4 総務大臣が、本件技術基準の策定過程において、PLCからの漏えい電波の電界強度を「周囲雑音」の最高値までとしていないことは、申立人らの平成20年11月25日付け準備書面（8）の1の（6）において、申立人ら自ら認めているところである。

- 5 総務大臣が、平成20年6月24日付け準備書面（8）の第4の2（9ページ）等において「周囲雑音」に通信波や放送波を含めている旨を特記したのは、申立人らが、「周囲雑音」とは自然雑音のみで人工雑音を除く旨の主張（平成20年2月8日の審理における申立人の陳述において、インバータ雑音を周囲雑音から除いたとしている点。）や通信波や放送波は周囲雑音の測定から除外すべき旨の主張（申立人らの平成20年6月4日付け準備書面（4）15ページ第3の1において、「周囲雑音の測定にあたっては、放送波や通信波が含まれない周波数分解能での測定を行わなければならない」と述べている点。）を行っていることと解されたことから、これに対する反論が必要であると考えたためである。

- 6 ところで、申立人らは、平成20年11月25日付け準備書面（8）の1の（6）で、総務大臣が本件技術基準の策定にあたり用いた周囲雑音レベル（申立人らは当該箇所において「採用された周囲雑音」と呼称。）が、申立人らの定義する「周囲雑音」であるとしているところである。また、申立人らは、平成20年11月14日付け準備書面（7）の図3（5ページ）において、「申立人らによる通常の周囲雑音」に基づけば、「多くの場合、無線通信は保護される。」と主張している。すなわち、「周

「周囲雑音」の考え方に総務大臣と申立人らとで違いはあるものの、申立人らは、総務大臣が採用した周囲雑音レベルに基づけば、多くの場合無線通信は保護されると主張しているに等しい。さらに、申立人らが、平成20年9月5日付け準備書面(6)の1の(3)において、自らの「受忍限度」は申立人らの定義による「周囲雑音」を超えないこととしていることからすると、申立人らの論理にしたがっても、総務大臣が採用した周囲雑音レベルに基づけば、多くの場合、受忍限度内であるとの結論が導かれると考えられる。

- 7 要するに、申立人らの誤解は、実環境で測定した周囲雑音の測定結果と本件技術基準を策定するために採用された「周囲雑音レベル」を混同していることに起因しているものと思われる。

前者は、現実には、放送波・通信波や、電気・電子機器由来の電波や自然界に存在する電波などが重なって到来する状態で測定した結果であるから、およそ放送波・通信波のみを除外した周囲雑音を測定することが困難であることは自明である。総務大臣の考える「周囲雑音」とは、このような実環境における周囲雑音を念頭に置いたものである。

他方、後者は、そのような現実の周囲雑音の測定結果を踏まえ、上記2で述べたとおりの考察を加えた結果、合理的な水準として採用された「周囲雑音レベル」であるから、実環境で現実的に測定される「周囲雑音」とは、自ずから異なることもまた明らかである。

総務大臣は、型式指定処分を受けたPLC機器を実環境で使用したときの漏えい電波の測定結果例を証拠として提出(乙95号証、96号証、98号証ないし103号証及び108号証ないし111号証)しているが、これは、本件技術基準に適合しているPLC機器を、実環境で作動させた場合に、電波環境をどの程度悪化させるかについて明らかにしたものである。

すなわち、実環境においては、乙94号証記載の方法により、当該PLC機器が最大通信速度で通信を行っているときと当該PLC機器を接続していないときにそれぞれ測定される周囲雑音を比較し、前者の測定結果が後者のそれを上回る測定条件及び周波数帯域の有無及び程度を精査することによって、当該実環境において、当該PLC機器を使用したことにより、電波環境を悪化させたといえるか否か、悪化させるとした場合、そのことが全体として電波の公平かつ能率的な利用の確保を図ろうとする電波法の趣旨に照らし是認し得るか否かを検討することとしたところである。

その結果、当該PLC機器を使用することによって、隣家のアマチュア無線利用や短波放送の受信に対して継続的かつ重大な障害が生ずる確率はゼロとは言えないものの非常に低いと評価することができ(多くの場合、電波環境に与える悪影響はほとんどないと評価することも可能である。)、万一継続的かつ重大な障害が生じている場合には、電波法第101条で準用する同法第82条第1項の規定により対処することが十分に可能であることは既に繰り返し主張したとおりである(平成20年4月17日付け準備書面(5)のIIの第1の1、平成20年6月4日付け準備書面(6)の1及び平成20年6月24日付け準備書面(9))。

第3 C I S P Rにおける議論の状況について(申立人らの平成20年11月25日付け準備書面(8)の2(4ページ)関係)

1 短波帯への適用について

国際規格であるC I S P R 2 2の短波帯への適用については、申立人らの平成19年10月12日付け準備書面(1)の第3の10への応答として、平成20年1月31日付け準備書面(3)の第1の20(5ページ)で述べたとおりであり、C I S P R 2 2の規定は、現在、短波帯にも適用されているのは明らかな事実であって(乙121号証97ページ以下の国際電気標準会議(I E C)国際無線障害特別委員会(C I S P R)作成の「情報技術装置(I T E)の無線妨害特性の許容値及び測定法」中、「1 適用範囲及び目的」(乙121号証99ページ)に、「9 k H z ~ 4 0 0 G H zの周波数範囲」に適用する旨明記されている。)、20年前に策定されたC I S P R 2 2の許容値を満たした機器が広く出回っているところ、それらの機器が顕著な障害を与えたという事例報告は、現在に至るまで見当たらない。したがって、この許容値は適切なものと国際的に判断されている。

申立人らが、根拠として挙げている高速電力線搬送通信に関する研究会議事録のどの記載をとらえて「(C I S P R 2 2が)短波帯については具体的な策定内容がまとまっていない段階にある」、「(C I S P R 2 2が)技術的な根拠としては未だ確立したものとは言えない」としているのか不明であるが、当該議事録は、研究会における議論の途上のものであり、審議参加者らが自らの記憶を頼って発言した事項などが含まれているほか、審議参加者らには当然の前提とされている事項は言及されていないなど、議事録の一部のみを取り出して根拠とするのは不適切である。研究会の成果を根拠とするのであれば、当該研究会の報告書(乙5号証)を引用すべきである。

2 C I S P R / I / 2 5 7 / C D等について

申立人らがその準備書面(8)の2の(2)で行っている主張は、C I S P Rにおける規格検討手続きを踏まえず行われたものと解される。

申立人らが引いているC I S P R / I / 2 5 7 / C Dは、Committee Draft、すなわち委員会原案と呼ばれている文書であり、C I S P RのI小委員会において作成した規格の素案をC I S P R事務局から加盟国あてに平成20年2月8日付けで提示したもので、賛否を照会する文書ではなく、意見提出を求めるものである。なお、このC I S P R / I / 2 5 7 / C Dは、わが国をはじめとしたC I S P Rの加盟各国から出された意見を取りまとめ、総合的に検討して作成されたものである。

加盟各国は、本案の内容等に対して、平成20年5月9日までに意見(コメント)を提出することとされており、それを取りまとめた文書がC I S P R / I / 2 6 6 / C C及びC I S P R / I / 2 6 6 A / C Cであって、これは、Compilation of Comments on Committee Draft、すなわち、委員会原案に対するコメント集と呼ばれている文書である。コメント集であるから、案全体に対する賛否は記載されていない。委員会原案に対するコメント集が2通出されているのは、まず平成20年5月23日付けで各国から提出された意見のみを集約したC I S P R / I / 2 6 6 / C Cが配付され、これらの意見に対するI小委員会委員長や関係者の意見(Observation of the

secretariat) を追記したものが平成20年6月27日付けでC I S P R / I / 2 6 6 A / C Cとして出し直されたためである。したがって、最終的に有効なものは後者であり、このコメント集を基礎として、平成20年12月のI小委員会までに委員会原案の修正案が提示されることとなった。以上のことから分かるとおり、C I S P R / I / 2 6 6 / C C及びC I S P R / I / 2 6 6 A / C Cに取りまとめられている意見は、委員会原案に対して単純に賛否を表明するものではなく、委員会原案を改善するため必要な箇所について必要な指摘を行うものである。

したがって、仮に意見を提出した国の数が提出しなかった国の数を上回ったことをもって委員会原案が「賛成国よりも反対国が多いという大きな批判を受けた結果となった」と主張しているのであれば、そのような評価は適当ではない。

総務大臣の「国際規格案の一つとして提案されている」旨の主張は、以上の事情をすべて踏まえた上で、本件技術基準の内容を国際規格案の一つとしてわが国から提案しているという事実のみを述べたものである。

第4 電波法第101条で準用する同法第82条第1項について

1 国の対処手法について

申立人らは、その平成20年11月14日付け準備書面(7)の第2の1(5ページ)において、「原因たるP L Cがどこにあるのかを突き止めることは極めて困難」、「P L C機器使用者に対する説明を含めた長期間に渡る対策協議を行わなければならない、現実には極めて困難」である旨主張する。

しかし、総務大臣の平成20年9月3日付け準備書面(11)の第2(2ページ以下)で説明したとおり、電波障害への対処は、電波監理当局として実施しているところであり、「無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える」ような状況であれば、「原因たるP L Cがどこにあるかを突き止めること」は可能と考えられる。さらに、法令による規制の実効をあげるべく、型式指定処分の申請者に対し、「無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときはその障害を除去するために必要な措置をとるべきことを総務大臣から命じられることがあること。」などを取扱説明書に明記することや、万一障害が発生した場合にはその除去に積極的に協力することなどを行政指導(乙82号証)として行っている。

また、様々な電気・電子機器から無線設備に障害が発生した際、その対策を行うことは、通常、電波法に基づく総務大臣の命令を待つまでもなく、行われているところであり、「現実には極めて困難」としている根拠が不明である。総務大臣の平成20年6月24日付け準備書面(8)の第4の3(9ページ以下)で述べたとおり、電波を利用しようとする者同士の間で共存する可能性がある限りは、できるだけ許容することが、電波の能率的な利用の確保を図ろうとする電波法の趣旨に合致すると解されるところであり、このためこのような調整作業を行っているものである。

2 電波法第101条で準用する同法第82条第1項の規定について

電波法第101条で準用する同法第82条第1項の規定は、電波利用社会の秩序維

持のための電波法制度の一部をなしており、他の規制も必要に応じて適用されるべきであるが、その規制の程度は、必要と認められる限度に限られるというべきであり、事前規制により絶対に障害を発生させないというような過度の規制が求められているわけではない。

また、本件技術基準が有効な規制となっていることは、平成20年8月末現在で65万台の本件設備が出荷されている状況下、本日までに全国の総合通信局に対して、PLCが原因であると認められる電波障害の申告事例が皆無であることから、推認できるところである。

3 受忍限度について

申立人らは、「電波利用が許可された範囲においては、電波利用者は、電波利用に対する妨害を受忍しなければならないいわれはない」旨主張するが、このことは、総務大臣の平成20年6月24日付け準備書面(8)の第4の3(9ページ以下)で述べたとおり、電波の能率的な利用の確保を図ろうとする電波法の趣旨と相容れない考え方である。本件技術基準は、総務大臣の平成19年5月15日付け準備書面(1)18ページで主張しているとおり、本件PLCから漏えいする電波の強度が、他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える可能性が低くなるようにしているものであり、万一継続的かつ重大な障害を与えた場合の対処規定を併せ置くことによって、妥当な規制としているものである。したがって、本件PLCから漏えいする電波の電界強度が周囲雑音を超える場合があっても技術基準が直ちに違法になるとはいえない。